

令和7年度(2025年度)熊本型観光 MaaS 構築推進事業に係る プロポーザル 募集要項

1 事業の目的

熊本県では、人口減少や社会全般のデジタル化、SDGs 意識の高まり、昨今の新型コロナウイルス感染症による観光動向等の変化、オーバーツーリズム等を踏まえ、地域の負荷をできるだけ軽減させながら、何度も訪れたくなる観光地を目指すため、本県最大の観光地「阿蘇」において、令和3年度(2021年度)から観光MaaS導入を手段とした実証事業に取り組んでいます。

令和7年度(2025年度)は、本県における観光 MaaS 導入に向けた検討の5年目となり、これまでの阿蘇地域における実証事業、観光 MaaS 導入に向けた分析・評価・提案事業に続き、本年度も阿蘇地域を対象として、「九州 MaaS」の動向も踏まえ、持続可能な観光 MaaS、すなわち観光交通体系(「フィジカル」と、その情報提供環境(「デジタル」)の構築の取組みを進めます。

また、観光 MaaS 構築に向け、「熊本型観光MaaS検討プロジェクトチーム(PT)」を運営し、地域関係者の合意のもと観光 MaaS 構築を進める体制の定着を図ります。

2 委託業務

別紙「令和7年度(2025年度)熊本型観光 MaaS 構築推進事業 業務委託仕様書」のとおり。

3 プロポーザルの概要

- (1) 名称 令和7年度(2025年度)熊本型観光 MaaS 構築推進事業
業務プロポーザル
- (2) 課題 委託業務に関する具体的手法と実施内容に関する企画・提案
- (3) 主催 公益社団法人 熊本県観光連盟
- (4) スケジュール

令和7年(2025年)5月2日(金) プロポーザル募集要項公表、募集開始
5月12日(月) 質問書 提出期限(正午必着)
5月15日(木) 参加表明書 提出期限(正午必着)
5月22日(木) 企画提案書 提出期限(正午必着)
5月26日(月) プレゼンテーション審査(予定)

4 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

- (1) 企画提案書提出時点で、熊本県物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿の業種「広報・広告業務」または「催事関係業務」または「運送業務」または「都市

計画関係調査」または「交通関係調査」または「市場・世論調査」または「その他の調査」いずれか、または複数に記載されている者。

コンソーシアム等複数の事業者で事業を実施する場合には、その代表する者が、当該名簿の業種のいずれかまたは複数に記載されていること。

なお、入札参加資格者名簿の上記のいずれの業種にも掲載されていない業者が当事業へ参加希望の場合、下記(ア)、(イ)、(ウ<a>)、(ウ)及び(エ)を提出することで参加可能とする。各書類の提出は、遅くとも、企画提案書提出時までに完了させること。

(ア) 登記事項証明書[1 部]

法務局が提出日の 3 か月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。

(イ) 直近 2 事業年度における決算書の写し[1 部]

(ウ) 納税証明書の原本(3 か月以内に発行されたもの)[1 部]

<a> 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

 熊本県税に未納がないことの証明書

原則として、熊本県税に未納が無いことの証明書を提出することとするが、熊本県内に本社、支店、営業所等が無い場合は、本社の所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納が無いことの証明書を提出すること。

※東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人都道府県民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書を提出すること。

(エ) 委任状[1 部]

本店の代表者から支店、営業所等の代表者へ契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者または同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者または同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者。

ウ 国または地方公共団体による指名停止処分を受けている者。

(4) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県及び熊本市と直接取引する

本店または支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。

- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- (8) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者

オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

カ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (9) コンソーシアムで参加する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表団体を選出し、応募に関するやり取りについては、代表団体が行うこと。

イ 参加表明書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 一参加者一提案

提案については、一参加者につき一提案に限る。また、グループの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となること、または単独で提案を行うことはできない。ただし、企画提案時点で単独または他コンソーシアムの構成員となっていた事業者が、事業受託事業者決定後に、他の事業者またはコンソーシアムから業務の一部を受託することは可能である。

5 説明会の開催

説明会は開催しない。

6 質問書

募集要項や仕様書等について質問等がある場合は、必要事項を記入し、下記のと

おり提出すること。

(1) 提出方法

質問は、質問書(様式第 1 号)によりメールで送信すること。

※送信後は、熊本県観光振興課(096-333-2332)へ、送信済みの旨を必ず電話で確認すること。

(2) 提出期限

令和7年(2025年)5月12日(月)正午

(3) 提出先

末尾担当者宛へ提出すること。

(4) 質問への回答

(1)の質問書に対する回答書は、メールで回答する。なお、回答は、質問者名を伏せたうえで、質問書締切日時時点での審査参加表明者の全員へ知らせる場合がある。

7 参加表明書

参加希望者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式第 2 号)	1部
イ 企画提案参加者の類似業務の実績(様式第 3 号)	1部
ウ 会社概要及び業務実施体制調書(様式第 4 号)	1部

※様式は、提出日時点においての情報を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年(2025年)5月15日(木)正午

(3) 提出先

当募集要項末の提出先(熊本県庁本館 7 階 観光振興課)へメールにて提出すること。提出後、熊本県観光振興課(096-333-2332)へ送信済みの旨を必ず電話で確認すること。

(4) 提出書類(1)の入手方法

熊本県観光振興課及び熊本県観光連盟の WEB ページに掲載する。

8 企画提案書

(1) 企画提案書

次の項目を盛り込んで作成すること。

ア 表紙(様式第 5 号)

イ 概要・企画コンセプト

※今回提案する企画の概要を、A4サイズ1枚で分かりやすく簡潔にまとめること。

ウ 企画の提案とその理由

エ 企画内容に応じたスケジュール(管理運営計画を含む)

オ 本業務に携わる主なスタッフの役割、特長(強みなど)、実績等

カ 参考見積額

※見積は任意様式で可とする。ただし、業務項目ごとの内訳参考額を記載すること。

キ 事業者の取組に関する申出書(別紙様式7号) 1部

※必要な書類を添付すること

※「事業者の取組」に関する評価の基準日は、公告日(令和7年5月2日)とする。

(2) 提出部数 [紙] 正本1部・副本6部

及び [データ] PDF またはワード・パワーポイント等のデータ

(3) 提出期限

令和7年(2025年)5月22日(木)正午

(4) 受付期間

平日 8:30~17:15

※ただし、最終日は正午までとする。

(5) 提出先及び提出方法

本文書末記の提出先(熊本県庁本館 7 階 観光振興課内)へ提出すること。

紙資料は、持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、提出受付期間内必着とする。

データの提出は、あらかじめ提出先へ確認のうえ、指定の方法に従うこと。

(6) 注意事項

サイズは原則A4版とし、プリントアウトのうえ、クリップ留め(テープ等で止めない)をすること。

企画提案書内に QR コード等の方法で外部 WEB サイト・動画等へのリンクを載せることは可能であるが、審査員は、プレゼンテーション審査前にそのリンク先を確認しないものとする。必要に応じて、プレゼンテーション審査の発表時間を用いて、発表者により説明を行うこと。

9 応募者(参加表明書・企画提案書提出者)が 1 者以下となった場合の措置

(1) 応募者が1者の場合でもプレゼンテーション審査を実施する。

(2) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

10 委託上限額

20,974,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。契約額は、プロポーザル実施後に別途徴収・締結する見積書・委託契約書によるものとし、応募者が提示した額とは必ずしも一致しない。

11 受託者の選定方法

(1) プレゼンテーション審査

提案者によるプレゼンテーション(事業説明)を実施し、下表の評価項目に基づき最も事業効果が高いと見込まれる提案者を、委託候補者として選定する。基準点を下回った場合はその限りではない。なお、応募者が多数に上った場合、先立って書類審査会を行い、プレゼンテーション参加者を予め選抜することがある。この場合は、参加表明書を提出したすべての事業者へ、書類審査を行う旨を告知する。また、書類審査会を行う場合は、プレゼンテーション審査日を後ろ倒しすることがあるので留意すること。

評価項目（※配点:非公表）	
1	基本事項 ・課題把握・整理や業務内容の理解ができているか。
2	業務遂行能力 ・業務遂行に必要な組織体制が構築されているか。 ・業務遂行のためのスケジュールリングは適切か。 ・本業務遂行に資する過去類似業務の実績はあるか。
3	企画提案内容 ・仕様書「4 委託業務の内容」に掲げる各業務の内容において、より高い成果が見込める提案か。
4	概算経費 ・見積額は妥当か。 ・コスト削減に向けた工夫が図られているか。
5	事業者の取組み(公告日現在) ・熊本県ブライト企業の認定を受けているか ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があるか ・熊本県SDGs登録制度に登録しているか ・パートナーシップ構築宣言の登録しているか

ア プレゼンテーション審査は、令和7年(2025年)5月26日(月)、熊本県庁またはその付近を予定。場所・時刻等詳細は後日、参加表明者に対し通知する。ただし、書類審査を予め行う場合は、日程はこの限りではないことがあるので留意すること。

イ 審査時間は、最大 60 分間(プレゼン最大 40 分、質疑応答 20 分程度)とす

る。なお、上表の評価項目に記す説明内容を満たす場合、プレゼン時間は 40 分間より短くとも可。

ウ あらかじめ提出された企画提案書のみを使用する。プレゼンテーション審査時の追加資料類は受理しない。

ただし、持ち込み機材による写真や動画の表示、音楽、音声を使った提案は可能とする。この場合でも、企画提案の重要な部分は企画提案書に記載することとし、写真や動画、音楽、音声類でのみ重要事項を伝えることのないよう留意すること。また、機材持ち込みの際、審査室内にコンセント以外の放映設備類は一切ないため、提案者にて適宜準備すること。なお、持ち込み機材のセッティングに係る時間は、発表時間に含めないものとする。

ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、受託意思がないものとみなす。

エ 審査結果は、すべてのプレゼンテーション参加者に対し、メールにて速やかに通知する。

(2) 注意事項

事業実施にあたっては、提案内容をベースとするが、詳細は協議のうえ変更する場合がある。また、熊本型観光 MaaS は、令和 6 年 8 月に開始された「九州 MaaS」の動向を随時参照する必要があるため、九州 MaaS の検討・進捗状況により、必要に応じて実施内容を協議・変更する場合がある。

12 契約方法

委託候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったときには、委託業者として決定し、契約を締結する。協議等が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と協議等を行う。

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料保存のため、返却しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画提案に際しては、審査の結果、業務委託先として採用されないこともある点に充分注意のうえ、関係者とトラブルのないようにすること。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効または失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先または提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。

オ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき。

- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (9) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第 6 号)を提出すること。

【提出先、お問い合わせ先】

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁本館 7 階

公益社団法人 熊本県観光連盟(熊本県観光振興課内)

担当: 瀬戸、富永 電話: 096-333-2332(平日 8:30~17:15)

メール: akahoshi-s-d@pref.kumamoto.lg.jp